

「三木町インターネット上の誹謗中傷等の防止に関する条例（案）」に対する意見と町の考え方

意見の内容	意見に対する町の考え方
<p>意見書①</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・第二条（1）の差別的言動のうしろの（ ）内に、「国籍」も入れてはどうでしょうか。</li><li>・インターネットテラシーの向上について、もう少し具体的に書いた方がよいのでは。例えば、丸亀市の条例の第7条（インターネットリテラシーの向上）などを参考にしてはと思います。</li><li>・インターネット上の誹謗中傷を防止する条例は言葉の暴力の連鎖を断ち切る意味でも重要です。しっかりと枠組みを構築して子どもたちが安心してインターネットを活用できる制度が求められていると強く感じます。</li></ul>	<p>「国籍」は条文にある「共通の属性」に含まれていると考えています。</p> <p>インターネットリテラシーの向上に資するための具体的な施策については、今後、他自治体などの事例を踏まえ検討してまいります。</p> <p>子どもたちが安心してインターネットを活用できるよう、具体的な施策については、今後、他自治体などの事例を踏まえ検討してまいります。</p> <p>※原文のまま掲載しています。</p>